三次市教育委員会議案第47号

三次市立学校教職員定期健康診断実施要領の一部を改正する訓令案を次のように提出する。

平成27年2月16日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市立学校教職員定期健康診断実施要領の一部を改正する訓令(案)

三次市立学校教職員定期健康診断実施要領(平成16年三次市教育委員会訓令第12 号)の一部を次のように改正する。

本則第4中「適切な時期に実施する。」の次に「ただし、長期研修受講中の者、育児休業中の者、休職者等については、当該事由がなくなり、復帰・復職等した後、速やかに実施する。」を加える。

本則第5中

Γ

- ・ 当該年度内に35歳となる者
- ・当該年度内に40歳以上となる者
- 新規採用者
- ・上記以外の者で受診を希望する者(ただし、妊娠中の女子職員であって腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者、BMIが20未満である職員及び自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員 [BMIが22未満である職員に限る。]については検査を省略することができる。)

Γ

- ・ 当該年度内に35歳となる者
- ・当該年度内に40歳以上となる者
- ・上記以外の者で受診を希望する者(ただし、妊娠中の女子教職員その他の教職員であって腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断された者、BMIが20未満である教職員及び自ら腹囲を測定し、その値を申告した教職員[BMIが22未満である教職員に限る。]については検査を省略することができる。)

」に,

Γ

- ・当該年度内に40歳以上となる者 (妊娠中の教職員は除く。)
- ・上記以外の希望者

」を

Γ

・当該年度内に40歳以上となる者 (妊娠中の教職員は除く。)

」に,

Γ

- ・当該年度内に35歳となる者
- ・当該年度内に40歳となる者
- •新規採用者
- ・上記以外の者で受診を希望する者

| を

Γ

- ・当該年度内に35歳となる者
- ・当該年度内に40歳以上となる者
- ・上記以外の者で受診を希望する者

」に改める。

本則第6中「,20歳以上の職員」を「,20歳以上の者」に改め,「,音叉による」の次に「検査」を,「胸部エックス線検査」の次に「(直接撮影)」を,「,原則として」の次に「,」を加え,「第一次検査は,」を削り,「ウロビリノーゲン」を「潜血」に,「第一次検査後判定結果を求め,蛋白等陽性者については,第二検査を実施する。」を「原則として,随時の採尿とする。ただし,受託健診機関の承諾を得た場合は早朝第一尿の採尿とす

ることができる。」に改め、「、胃部エックス線検査」の次に「(直接撮影)」を加え、「、 原則として空腹時に行う。ただし、食事摂取後に検査する場合は、医師がその影響を考慮し て検査結果を評価すること。」を「、ヘモグロビンA1Cについて行う。」に改める。

本則第7中「教職員の健康管理については,」の次に「定期」を加え,「3箇月以内に健康診断結果」を「3箇月以内に健康診断票」に,「医師(保健管理医)」を「医師(保健管理医又は産業医)」に改め,「,健康診断の結果をもとに」の次に「,」を,「,規則第16条第2項」の次に「の規定」を加え,「所属長は,健康診断結果」を「所属長は,定期健康診断の結果」に,「,速やかに職員」を「,速やかに教職員」に,

Γ

3 他の健診機関等で受けた健康診断結果の取扱い

所属長は、他の健診機関等で健康診断を受診し、その結果を記載した書面をもってこの訓令で規定する健康診断を受診しない者については、その結果を健康診断票に転記し、この訓令による健康診断に準じて取り扱うものとする。

」を

Γ

3 保健指導

所属長は,医師(保健管理医又は産業医) による保健指導を実施する。

4 他の健診機関等で受けた健康診断結果の取扱い

所属長は、他の健診機関等で健康診断を受診し、その結果を記載した書面をもってこの訓令で規定する定期健康診断を受診しない者については、その結果を健康診断票に転記し、この訓令による定期健康診断に準じて取り扱うものとする。

本則第8を次のように改める。

第8 健康診断の取扱い

1 作成

規則第15条に定める職員健康診断票(様式第3号)を作成する。

2 記入方法

- (1) 「身長」,「体重」及び「腹囲」の測定単位は,小数第1位まで記入 すること。
- (2) 「BMI」の欄 体重(kg)/(身長(m))²で算出し,小数第1 位まで記入すること。
- (3) 「視力」の欄 裸眼視力をかっこの左側に記入し、矯正視力を検査したときは、これをかっこ内に記入する。
- (4) 「聴力」の欄 聴力低下が認められる場合には、○印を記入し、併せ て該当する周波数及び聴力レベルを記入する。
- (5) 「血圧」の欄 最大血圧を斜線の左上に,最小血圧を斜線の右下に記入 する。
- (6) 「尿」の欄 尿中に蛋白,糖又は潜血を検出した場合は,それぞれの 欄に結果記号(+等)を記入する。
- (7) 「胃の疾病及び異常」の欄 疾病又は異常の病名を記入する。
- (8) 「血液検査時間」及び「食事の有無」の欄 検査結果が適正に評価できるよう該当箇所に〇印を記入する。
- (9) 「その他の疾病及び異常」の欄 疾病又は異常の病名を記入する。
- (10) 「指導区分」の欄 医師(保健管理医又は産業医)が規則第16条第 1項の規定により事後措置について必要な指導事項を記入押印する。
- (11) 「事後措置」の欄 所属長が、規則第16条第2項の規定により行った 事後措置の内容について記入する。
- (13) 医師の判断に基づき検査を省略した項目については、該当欄にその旨を記入する。
- (14) 「備考」の欄 健康診断に関し必要のある事項を記入する。なお,

休職等の事由によって健康診断を受けなかった者があるときは、その旨を 記入する。

- (15) 上記のほか,各欄の記入は規則第4条に定める就学時健康診断票の各「(注書)」による。
- 3 健康診断票及び質問票の送付及び保存期間
 - (1) 5年間保存する。
 - (2) 教職員が転任した場合は、転任先の所属長宛に速やかに送付する。
 - (3) 保存期間は、当該教職員が離職後5年を経過するまで保存する。

本則第10中「健康診断実施後」を「定期健康診断実施後」に改める。

本則第11を本則第12とし、本則第10の次に次の1項を加える。

第11 所属長及び定期健康診断の業務に従事する者は、受診する教職員のプライバシーの保護に十分配慮するものとする。

様式第3号を次のとおり改める。

様式第3号(第8関係)

(表)

職員健康診断票

学校	その名称															
氏	名			毦	哉		性別	训	男女		上年 月日		年		月	日生
年	₫.	齢				歳										
矦	東 豫	断年	F 月 日	4	丰	月 日										
身 長 (cm)						胃の疾病及び異常			常							
1	体 重 (kg)						血 液 検 査 時			庤	間	午	前	•	午後	
月	腹 囲 (cm)						食	事	すの 有	•	無	有		•	無	
В	3	M	I				貧血	щ	1 色素量	(g	g/dl)					
視		力	右			()	検査	赤	₹ 血 球 数(万/ɪ	nm 3)					
池		//	左			()	미구 1416 스타	(G O T	(IU	/1)					
聴		力	右				肝機能 検査	(G P T	(IU	/1)					
机心			左				IV II.)	у — G Т Р	(IU	/1)					
	ÍI.		圧					L	D L コレステロー	ル (r	ng/dl)					
1	Ш)				血中脂 質検査	Н	D L コレステロー	ル (r	ng/dl)					
	蛋		白				只仅且	ŀ	トリグリセライー	K(mg	g/dl)					
尿		糖				·	血糖	事 木	剣 査(HbA1	C)	(%)					
	潜		Ĺ.				心	電	图 検	ì	査					

			撮影。	丰月 日		年	月	日			撮影	年月日	年	月	日
	胸部工	ックス	画像	番号					胸部工	ックス	画像	番号			
	線 検査(第	1回)	所	見					線 検査(第	2回)	所	見			
核									喀	痰	検	査	年	月	日
	備			考									塗	培	
	0113			,						打診る	との他の		年	月	日
				ı					病			名			
その	他の疾	病及で	ド異常												
				区	分										
指	導	区	5												
															(FI)
				区	分		勤	ı務i	面				医療面		
事	後	措	置												
,		7,4													
再	• 精密	検 査	結 果												
備			考												
l/mJ			~3												

記入にあたっては, 裏面を参照すること。

(注)

- 各欄の記入については、特に次の事項に注意すること。
 - ア 「身長」、「体重」及び「腹囲」の測定単位は、小数第1位まで記入する。
 - イ 「BMI」の欄 体重(kg)/(身長(m))²で算出し,小数第1位まで 記入する。
 - ウ 「視力」の欄 裸眼視力をかっこの左側に記入し、矯正視力を検査し たときは、これをかっこ内に記入する。
 - エ 「聴力」の欄 聴力低下が認められる場合には、○印を記入し、併せ て該当する周波数及び聴力レベルを記入する。
 - オ 「血圧」の欄 最大血圧を斜線の左上に、最小血圧を斜線の右下に記入する。
 - カ 「尿」の欄 尿中に蛋白,糖又は潜血を検出した場合は,それぞれの 欄に結果記号(+等)を記入する。
 - キ 「胃の疾病及び異常」の欄 疾病又は異常の病名を記入する。
 - ク 「血液検査時間」及び「食事の有無」の欄

検査結果が適正に評価できるよう該当箇所に〇印を 記入する。

- ケ 「その他の疾病及び異常」の欄 疾病又は異常の病名を記入する。
- コ 「指導区分」の欄 医師が、規則第16条第1項の規定により事後措 置について必要な指導事項を記入押印する。
- サ 「事後措置」の欄 所属長が、規則第16条第2項の規定により行った事後措置の内容について記入する。
- シ 「再・精密検査結果」の欄 有所見項目等について,再検査・精密検 査等を行った場合は,その結果を記入する。
- ス 医師の判断に基づき検査を省略した項目については,該当欄にその旨を 記入する。
- セ 「備考」の欄 健康診断に関し必要のある事項を記入する。なお、休 職等の事由によって健康診断を受けなかった者があると きは、その旨を記入する。

ソ 上記のほか,各欄の記入は,規則第4条に定める就学時健康診断票の(注) による。

(参考)

医師(保健管理医)の指導区分(学校保健安全法施行規則第16条)

区	分		内容	容			
生活	Α	(要休業)	勤務を休む必要のあるもの				
面 規	В	(要軽業)	勤務に制限を加える必要のあるもの				
一 正	С	(要注意)	勤務をほぼ平常に行ってよいもの				
\mathcal{O}	D	(健康)	全く平常の生活でよいもの				
医	1	(要医療)	医師による直接の医療行為を必要とするもの				
医療の	2	(要観察)	医師による直接の医療行為を必要としないが、定義	期的に医			
		(安既宗)	師の観察指導を必要とするもの				
面	3	(健康)	医師による直接,間接の医療行為を全く必要とし	ないもの			

所属長の事後措置区分(学校保健安全法施行規則第16条第2項)

// 1	71-37-	7 单 及 旧 直 巨 为 ()
	Α	休暇又は休職等の方法で療養のため必要な期間勤務させないこと。
	В	勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤
勤		務を軽減し、かつ、深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務を
務		させないこと。
面	С	超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないか又はこれらの勤務
		を制限すること。
	D	勤務に制限を加えないこと。
医	1	必要な医療を受けるよう指示すること。
医療	2	必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
面	3	医療又は検査等の措置を必要としないこと。

附則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。